ハラスメント防止宣言

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあり、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

佐賀県シルバー人材センター連合会は、差別的な言動やハラスメント行為、暴力行為など個人の尊厳を損なう行為を許しません。

全ての個人が尊重され、互いの信頼のもとに良好な人間関係を構築し、活気ある職場を目指します。

1　佐賀県シルバー人材センター連合会は、下記のハラスメント行為を容認しないことを宣言します。

① パワーハラスメントに類する行為
② セクシュアルハラスメントに類する行為
③ 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
④ その他のハラスメント行為

その他、精神的な嫌がらせの繰り返し、差別的発言等もハラスメントに含む

2　この宣言は、職員のみならず、当連合会に関係するすべての方を対象とし、全ての関係者が、互いの信頼のもと、良好な人間関係を構築できることを目指します。

3　当連合会の職員がハラスメントをおこなった場合、就業規則に基づき懲戒処分を含めて厳正に対応します。また、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置も講じます。

4　ハラスメントに関する相談窓口

職場におけるハラスメント相談窓口は当連合会庶務課とし、担当者は庶務課主任とします。

令和4年5月20日

公益社団法人　佐賀県シルバー人材センター連合会

会　長　山口雅久